

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都組織規程の一部を改正する規則……………（総務局人事部調査課）…一

○東京都税事務所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………（主税局総務部職員課）…一

告示

○建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

規則（教）

○東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則……………三

告示（公）

○警備員等の検定の実施（二件）……………三

○警備員指導教育責任者講習の実施（四件）……………四

公告

○施設建築物の建築工事の完了……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…二

規則

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和七年八月八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四百十六号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表四 二の部東京都小平都税支所の項及び十の部同北多摩農業改良普及センターの項中「小平市花小金井一丁目六番二十号」を「東村山市本町一丁目二十三番地九」に改める。

附則

この規則は、令和七年九月十六日から施行する。ただし、別表四 十の部の改正規定は、同月二十二日から施行する。

東京都都税事務所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和七年八月八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四百七十七号

東京都都税事務所設置条例の一部を改正する

条例の施行期日を定める規則

東京都都税事務所設置条例の一部を改正する条例（令和七年東京都条例第百四号）の施行期日は、令和七年九月十六日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第八百四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和七年八月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

江東区住吉二丁目十二番二から同番四まで及び同番九
令和七年七月十七日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第八百四十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第千五百六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

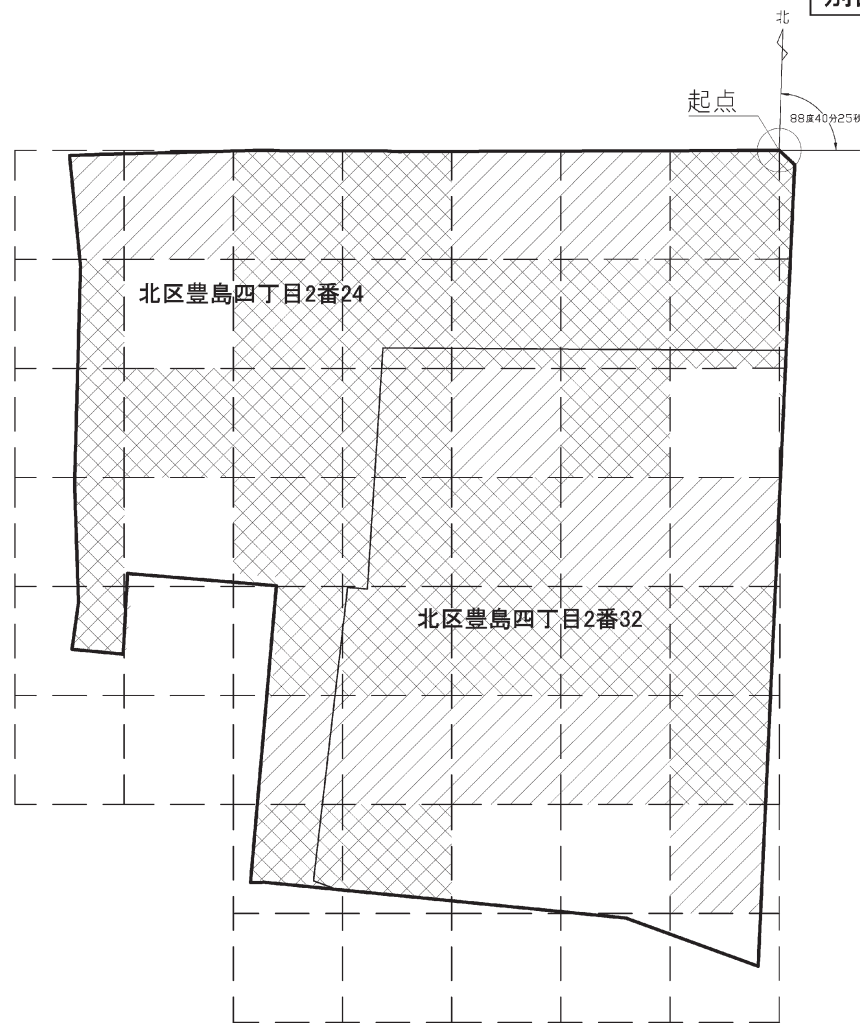
令和七年八月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区豊島四丁目地内）

- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 敷地境界
- 単位区画線
- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域
(令和3年東京都告示第1056号
により指定した区域)
- ▩ 指定を解除する区域

【起点】

起点は、北区豊島四丁目2番24の最北端とする。

【格子の回転角度(88度40分25秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

規 則（教）	
東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。 令和七年八月八日 東京都教育委員会	
●東京都教育委員会規則第四十四号 東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則 東京都学校経営支援センター処務規則（平成十八年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。 第十条第一項の表東京都西部学校経営支援センター支所の項位置の欄を次のように改める。 東村山市本町一丁目二十三番地九 附 則 この規則は、令和七年九月二十一日から施行する。	
告 示（公）	
●東京都公安委員会告示第278号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。 令和7年8月8日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記	
1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 令和7年11月8日（土曜日） 午前8時30分から午前11時まで (2) 実技試験 令和8年1月24日（土曜日） 午前8時30分から午後4時30分まで 2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場 3 検定の実施種別 規則第1条第2号の警備業務（施設警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定 4 検定予定人員 60名 5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。 (1) 検定申出の受付期間 令和7年9月22日（月曜日）及び同月24日（水曜日）の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで (2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201 6 申請手続 (1) 受付期間	令和7年10月1日（水曜日）から同月3日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで (2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地在警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 (3) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉 ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前(2)のウに該当する者は、住所疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所が明らかとなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。 (4) 検定手数料 16,000円 7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第279号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。 令和7年8月8日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記 1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 令和7年11月8日（土曜日） 午前8時30分から午前11時まで (2) 実技試験 令和8年1月24日（土曜日） 午前8時30分から午後4時30分まで 2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場 3 検定の実施種別 規則第1条第4号の警備業務（交通誘導警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定 4 検定予定人員 45名 5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。			なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。 (1) 検定申出の受付期間 令和7年9月25日（木曜日）及び同月26日（金曜日）の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで (2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201 6 申請手続 (1) 受付期間 令和7年10月1日（水曜日）から同月3日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで (2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 (3) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉 ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通			(ア) 前(2)のウに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。 (4) 検定手数料 14,000円 7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312 ●東京都公安委員会告示第280号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。 令和7年8月8日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記 1 講習の実施期間及び時間 令和7年12月16日（火曜日）から同月24日（水曜日）までの7日間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで 2 講習の実施場所		
---	--	--	---	--	--	---	--	--

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室 3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務（事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。） 4 講習予定人員 120名 5 受講対象者 (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの (4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者 ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第	2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者 イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの 6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。 (1) 受講申出の受付期間 令和7年11月20日（木曜日）及び同月21日（金曜日）の2日間 午前9時から午後5時まで (2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03（3837）2160 (3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち100名は、次に掲げる者を優先する。 ア 現に東京都内に居住する者 イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者 7 申込手続 (1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和7年12月2日（火曜日）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関す	る法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午前9時から午後5時まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し (ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該
---	---	--

当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し (オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 ウ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前6の(3)のアに該当する者は、住居地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居地が明らかとなる書面 (イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。 8 受講料納入手続 (1) 受講料納入の受付期間 令和7年12月8日（月曜日）及び同月9日（火曜日）の2日間 午前9時から午後4時30分まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル	一般社団法人東京都警備業協会 (3) 受講手数料 47,000円 9 問合せ先 (1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070 (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312 ●東京都公安委員会告示第281号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。 令和7年8月8日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記 1 講習の実施期間及び時間 令和8年3月17日（火曜日）から同月26日（木曜日）までの7日間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午前9時から午後5時まで 2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル	一般社団法人東京都警備業協会研修室 3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務（事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。） 4 講習予定人員 120名 5 受講対象者 (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの (4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者 ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るも
--	---	---

のに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者 イ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの 6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。 (1) 受講申出の受付期間 令和8年2月12日（木曜日）及び同月13日（金曜日）の2日間 午前9時から午後5時まで (2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03（3837）2160 (3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち100名は、次に掲げる者を優先する。 ア 現に東京都内に居住する者 イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者 7 申込手続 (1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和8年3月3日（火曜日）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）	午前9時から午後5時まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し (ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。	(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し (オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 ウ 前6の(3)のイ又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前6の(3)のイに該当する者は、住居地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居地が明らかとなる書面 (イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前6の(3)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。 8 受講料納入手続 (1) 受講料納入の受付期間 令和8年3月10日（火曜日）及び同月11日（水曜日）の2日間 午前9時から午後4時30分まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 受講手数料
---	---	--

47,000円 9 問合せ先 (1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070 (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312	における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「2号警備業務」という。） 4 講習予定人員 120名 5 受講対象者 (1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの (4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者 ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者 イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した者	定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの 6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。 (1) 受講申出の受付期間 令和7年12月10日（水曜日）及び同月11日（木曜日）の2日間 午前9時から午後5時まで (2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03 (3837) 2160 (3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち100名は、次に掲げる者を優先する。 ア 現に東京都内に居住する者 イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者 7 申込手続 (1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和7年12月25日（木曜日）までの間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 申込書類
●東京都公安委員会告示第282号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。 令和7年8月8日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記 1 講習の実施期間及び時間 令和8年1月14日（水曜日）から同月21日（水曜日）までの6日間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで 2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室 3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号で定める警備業務（人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所		

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通 イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し (ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (ロ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し (ハ) 前記5の(4)のウに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警	備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 ウ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前6の(3)のウに該当する者は、居住地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の居住地が明らかとなる書面 (イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。 8 受講料納入手続 (1) 受講料納入の受付期間 令和8年1月7日（水曜日）及び同月8日（木曜日）の2日間 午前9時から午後4時30分まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 受講手数料 38,000円 9 問合せ先 (1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03（3818）6070 (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係	電話 03（3581）4321 内線30312 ●東京都公安委員会告示第283号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第2条の規定により次のとおり告示する。 令和7年8月8日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記 1 講習の実施期間及び時間 令和8年2月24日（火曜日）から同月27日（金曜日）までの4日間 午前9時から午後5時まで 2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室 3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務（事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。） 4 講習予定人員 70名 5 受講対象者
---	--	---

法第2条第1項に定める警備業務のうち、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。）又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。）の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの (4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者 ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格し	た者 イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの 6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。 (1) 受講申出の受付期間 令和8年1月26日（月曜日）及び同月27日（火曜日）の2日間 午前9時から午後5時まで (2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03（3837）2160 (3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち60名は、次に掲げる者を優先する。 ア 現に東京都内に居住する者 イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者 7 申込手続 (1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和8年2月9日（月曜日）までの間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル	一般社団法人東京都警備業協会 (3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通 ウ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し (ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。
---	--	---

(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し (オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 エ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前6の(3)のアに該当する者は、住居地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居地が明らかとなる書面 (イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。 8 受講料納入手続 (1) 受講料納入の受付期間 令和8年2月16日（月曜日）及び同月17日（火曜日）の2日間 午前9時から午後4時30分まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 受講手数料	23,000円 9 問合せ先 (1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070 (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312 公 告 施設建築物の建築工事に伴うについて 晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業の施設建築物（5ー5街区5ーT棟及び5ー6街区6ーT棟）の建築工事が完了したので、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第百条第二項の規定により公告する。 令和七年八月八日 晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業 施行者 東京都 東京都知事 小 池 百合子	
--	---	--

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

